

プレプリント申告書の送付対象者の見直しについて

平成30年10月
国税庁

プレプリント申告書の送付対象者の見直しについて

問題意識

- ① 申告書作成ソフトの普及等に伴い、プレプリント申告書を使用していないケースが多い
- ② プレプリント申告書の事前送付が I C T 利用率の向上を阻害しているとの意見
- ③ マイナンバーカードの普及及び「e-Tax利用の簡便化（平成31年1月導入予定）」等、環境変化に伴う I C T 利用率の向上の可能性から、今後、プレプリント申告書の利用が更に減少すると想定



前年分の申告書を関係団体等を通じて、書面により提出されている納税者に対しては、プレプリント申告書に代えて、「お知らせはがき」又は「お知らせ通知書」を送付

【見直し内容】

	30年分	29年分	28年分
・ 日本商工会議所による相談会場 ・ 全国商工会連合会による相談会場 等	お知らせはがき 又は お知らせ通知書 (注)	プレプリント申告書	プレプリント申告書
・ 青色申告会による相談会場 ・ 地方公共団体による相談会場 ・ 税理士会による無料相談会場		お知らせはがき 又は お知らせ通知書 (注)	

(注) 納付書を利用する者に対しては、封書により「お知らせ通知書」を送付

お知らせはがき及びお知らせ通知書イメージ

(お知らせはがき)

料金後納郵便
e-Taxでも郵割でも
作成は自動的に付!

100-0013
千代田区霞が関
3丁目1-1

〒100-0013
千代田区霞が関
3丁目1番1号

電話
03-3221-6011

重要

平成30年分
確定申告のお知らせ

※ 確定申告書用紙の送付に代えて、
このお知らせをお送りしています。

このお知らせは、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーをご利用いただいた方が、確定申告を電子申告で済ませるために発行しています。

平成30年分確定申告書の作成に必要な情報

国税 太郎 様

《電子申告 (e-Tax) に関する事項》

- 利用者識別番号
1234 1234 1234 1234
- ダイレクト納付 利用あり
※ 利用金融機関については、e-Taxのメッセージボックスをご確認ください。

《所得税及び復興特別所得税に関する事項》

- 申告の種類 青色
- 予定納税額 (合計) 9,999,999,999 円
- 振替納税利用 国税銀行 財務支店

《消費税及び地方消費税に関する事項》

- 「簡易課税制度選択届出書」の提出状況 提出あり
- 「課税事業者選択届出書」の提出状況
- 「課税期間特例選択届出書」の提出状況
- 中間納付税額 (合計) 9,999,999,999 円
- 中間納付譲渡割額 (合計) 9,999,999,999 円
- 振替納税利用 国税銀行 財務支店

※ 「簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、基期間 (前々年) の課税売上高が 5,000万円を超える方は簡易課税制度が適用できませんのでご注意ください。

※ 届出の届出状況によっては、届出書の届出がない場合は平成29年分に適用がないと見込まれる場合には、「一」を表示しています。

※ 1月ごとの中間申告を行った方など中間納付税額が確定していない方は、中間納付税額及び中間納付譲渡割額が表示されません。
最終の中間申告済みの消費税額及び地方消費税額を合計し、申告書「0」欄及び「21」欄に記載してください。

※ 確定申告書用紙の送付に代えて、このお知らせをお送りしています。

〒100-00000001

「予定納税額」等の確定申告書の作成
に必要な情報を記載

国税 太郎 様

《電子申告 (e-Tax) に関する事項》

- 利用者識別番号
1234 1234 1234 1234
- ダイレクト納付 利用あり
※ 利用金融機関については、e-Taxのメッセージボックスをご確認ください。

《所得税及び復興特別所得税に関する事項》

- 申告の種類 青色
- 予定納税額 (合計) 9,999,999,999 円
- 振替納税利用 国税銀行 財務支店

《消費税及び地方消費税に関する事項》

- 「簡易課税制度選択届出書」の提出状況 提出あり
- 「課税事業者選択届出書」の提出状況 —
- 「課税期間特例選択届出書」の提出状況 —
- 中間納付税額 (合計) 9,999,999,999 円
- 中間納付譲渡割額 (合計) 9,999,999,999 円
- 振替納税利用 国税銀行 財務支店

(お知らせ通知書)

100-0013
千代田区霞が関
3丁目1-1

〒100-0013
千代田区霞が関
3丁目1番1号

電話
03-3221-6011

重要

平成30年分
確定申告のお知らせ

※ 確定申告書用紙の送付に代えて、
このお知らせをお送りしています。

このお知らせは、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーをご利用いただいた方が、確定申告を電子申告で済ませるために発行しています。

平成30年分確定申告書の作成に必要な情報

国税 太郎 様

《電子申告 (e-Tax) に関する事項》

- 利用者識別番号
1234 1234 1234 1234
- ダイレクト納付 利用あり
※ 利用金融機関については、e-Taxのメッセージボックスをご確認ください。

《所得税及び復興特別所得税に関する事項》

- 申告の種類 青色
- 予定納税額 (合計) 12,000,000 円
- 振替納税利用 三井住友銀行 西支店

《消費税及び地方消費税に関する事項》

- 「簡易課税制度選択届出書」の提出状況 提出あり
- 「課税事業者選択届出書」の提出状況 提出あり
- 「課税期間特例選択届出書」の提出状況
- 中間納付税額 (合計) 12,000,000 円
- 中間納付譲渡割額 (合計) 12,000,000 円
- 振替納税利用 三井住友銀行 西支店

※ 「簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、基期間 (前々年) の課税売上高が 5,000万円を超える方は簡易課税制度が適用できませんのでご注意ください。

※ 届出の届出状況によっては、届出書の届出がない場合は平成29年分に適用がないと見込まれる場合には、「一」を表示しています。

※ 1月ごとの中間申告を行った方など中間納付税額が確定していない方は、中間納付税額及び中間納付譲渡割額が表示されません。
最終の中間申告済みの消費税額及び地方消費税額を合計し、申告書「0」欄及び「21」欄に記載してください。

※ 確定申告書用紙の送付に代えて、このお知らせをお送りしています。

〒100-00000001

このお知らせは、平成30年1月1日時点の情報を二つづつ作成しています。
※ すでに申告書提出のために送信されている場合は、このお知らせは、最新の財務部長です。

プレプリント申告書の送付対象者見直しに関する周知依頼事項

1 プレプリント申告書の送付対象者の見直し

平成29年分申告から、前年分の申告を税理士が関与し、書面により申告書を提出されている納税者に対しては、プレプリント申告書を送付されません。

【見直し内容】

	29年分	28年分	27年分
試行局（高松局・福岡局）	なし（納付書は送付）	なし（納付書は送付）	プレプリント申告書
試行局以外		プレプリント申告書	

（参考） 前年分において、税理士の無料相談を利用した納税者に対しては、プレプリント申告書に代えて、「お知らせはがき」又は「お知らせ通知書」を送付

2 「申告のお知らせ」の活用

プレプリント申告書を送付されないため、確定申告に必要な情報（予定納税額や中間納付税額など）を確認する必要がある場合、e-Taxのメッセージボックスに格納される「申告のお知らせ」をご活用ください。

なお、確定申告期間中であっても、e-Taxの開始届出書を代理送信することにより、「申告のお知らせ」をオンラインで参照できる機能を追加しました（平成29年1月サービス開始）。

従来(年次処理のみ)

1月第1週目までに、「開始届出書」を提出した者に対し、1月下旬に「申告のお知らせ」を納税者のメッセージボックスへ格納



見直し(日次処理を追加)

従来の年次処理に加え、1月中旬から3月までの間に、税理士の電子証明書を付与した「開始届出書」を代理送信（e-Taxソフト等）により提出した者に対しては、日次処理で「申告のお知らせ」を納税者のメッセージボックスへ格納

（処理概要については次ページ参照）

※ 新規の関与依頼を受けた場合でも、申告に必要な情報をオンラインで参照可能

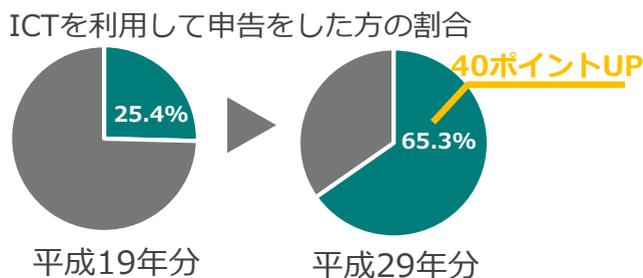
確定申告書用紙に代えて 「確定申告のお知らせ」はがき※ をお送りしています



※「確定申告のお知らせ」はがきとは、予定納税額などの申告書の作成に必要な情報を記載したはがき（又は封書）です。
◆「確定申告のお知らせ」は、ICTを利用して申告した方や各指導機関を通じて申告書を提出された方にお送りしています。

国税庁の取組

- 近年、ICT（情報・通信技術）を利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。
- このため、国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、申告書用紙の送付に代えて、「確定申告のお知らせ」はがきをお送りしています。
- 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」はがきが送付される方

前年の所得税又は消費税の確定申告書の作成場所・作成方法・提出方法が以下のいずれかに当てはまる方で、翌年も申告が必要と見込まれる方※

	作成場所	作成方法	提出方法
1	ご自宅等	確定申告書等作成コーナー	書面
2	税務署の申告会場	申告会場のパソコン	e-Tax及び書面
3	市区町村の申告会場	全て	e-Tax及び書面
4	青色申告会、商工会などの指導会場	全て	e-Tax及び書面

※「翌年も申告が必要と見込まれる方」とは、事業・農業・不動産所得があり、青色申告決算書・収支内訳書の作成が必要な方、予定納税や公的年金等所得のある方のほか、消費税の課税事業者の方などをいいます。
なお、ご自宅で手書き作成した申告書を提出された方など、確定申告のお知らせはがきの送付対象に該当しない方で、翌年も申告が必要と見込まれる方に対しては、確定申告書用紙を送付しています。

手書きにより申告書を作成される方へのご案内

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。
- 手書きで作成する場合、申告書や手引きは国税庁ホームページからダウンロードできます。
- インターネット環境やプリンタのない方等で、確定申告書等の用紙が必要な方は、管轄の税務署へお問合せください。

